

大阪府監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年5月27日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	西野	修平
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗

委員意見に対する措置

（交通信号機等損傷復旧費の債権管理等について）

監査対象機関名	大阪府警察本部（総務部会計課、交通部交通規制課） 10警察署（南、浪速、東成、吹田、八尾、枚方、西堺、泉大津、和泉、泉佐野）	
監査実施年月日	平成22年11月1日から平成23年2月7日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>交通信号機等損傷復旧費について、消滅時効の期間を10年と誤認していたこと等により、訴訟手続に向けた検討等が行われなまま消滅時効の期間（3年間）が経過しているものが6債権、4,195,700円存在していた。本件については可能な限り債権回収に努めるとともに、今後、このようなことが生じないよう、各警察署の債権管理事務に係る指針等を早急に作成し、適正な債権管理を行うこととされたい。</p> <p>また、本件債権については、各警察署が監査に当たり提出する監査資料において、1警察署を除く9警察署では収入未済や不納</p>	<p>（監査資料について） 措置報告済み。</p> <p>（債権管理事務に係る指針等の作成について） 措置報告済み。</p> <p>（消滅時効の経過している6債権について） 債権者の生活状況や資産等の調査結果や支払いに関する意思確認を行い、支払能力の有無により訴訟の検討を行った後、債権回収不能と総合的に判断し、平成23年度に2債権、平成24年度に3債権、平成27</p>

<p>欠損について記載せず、収入済の債権のみが記載されており、債権の状況が正確に認識できていなかった。今後は債権の管理状況について正確な内容の監査資料を作成することとされたい。</p>	<p>年度に1債権を不納欠損処理とした。</p>
--	--------------------------